

結城市公立保育所のあり方検討委員会設置要項

(設置)

第1条 結城市子ども・子育て支援事業計画に基づき、本市の公立保育所のあり方について、今後の方向性を検討するため、結城市公立保育所のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に提言するものとする。

- (1) 公立保育所の適正規模に関すること。
- (2) 公立保育所の再編計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公立保育所の在り方に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 幼児教育・保育機関の代表者
- (2) 教育機関の代表者
- (3) 保育所の保護者の代表者
- (4) 自治会の代表者
- (5) 結城市議会議員
- (6) 学識経験者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する提言が完了するまでとする。

2 委員は、前条第2項の要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後、最初に開かれる会議又は委員長及び副委員長が共に欠けたときの会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部子ども福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要項は、令和4年4月20日から施行する。